

客引き行為等防止対策業務委託プロポーザル募集要項

1 趣旨

客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）に基づき指定された、客引き行為等禁止地区（以下「禁止地区」という。）及びその周辺地域において、客引き行為者に対する口頭注意及び通行人に対する啓発活動を行う業務（以下「業務」という。）について、委託事業者を募集する。

2 委託期間

委託締結日から令和8年1月31日までとする。

3 業務委託の対象者

業務を委託するためのプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- （1）法人その他団体又は個人事業主であって、仕様書の条件を満たすノウハウを有すること。
- （2）提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- （3）業務の実施に当たり、県との打ち合わせ等に適切に対応することができること。
- （4）次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - ② 応募図書（6（3）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - ⑦ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

4 業務内容

別添仕様書のとおり

5 事業費

12,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

6 企画提案に係る手続

(1) 募集要項の配布及び参加表明書の提出

令和7年3月11日（火）から同年3月21日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の各日9時から17時まで

① 配布方法

募集要項については、兵庫県ホームページで発信する。

② 提出方法

参加表明書（様式第1号）を持参、電子メール又はファクスにより令和7年3月17日（月）までに事務局に提出すること。

(2) 募集要項の内容に関する質問及び回答

① 質問の受付期間

令和7年3月11日（火）から同年3月18日（火）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の各日9時から17時まで

② 提出方法

持参、電子メール又はファクスにより事務局に提出すること。

③ 質問に対する回答

質問は様式第10号により行い、事務局は令和7年3月19日（水）までに、質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、参加表明書を提出した全ての者に対して回答の内容を公表する。

(3) 応募書類の作成及び提出

この募集要項のほか、業務委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、正本1部、副本8部を令和7年3月21日（金）までに原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合は、あらかじめ事務局に連絡したうえで、令和7年3月21日（金）までに事務局に到着するように提出すること。

① 応募申請書（様式第2号）

② 提案者概要（様式第3号）

③ 類似業務受託実績表（様式第4号）

④ 企画提案書（表紙：様式第5号、表紙以外：任意様式）

⑤ 経費積算見積書（様式第6号）

⑥ 指名停止の状況（様式第7号）

⑦ 誓約書（様式第8号）

⑧ 納税証明書※（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの。副本には写しを添付）

ア 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国所管：税務署（納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」）

イ 兵庫県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

※ 兵庫県税の課税実績がない場合は誓約書（様式第9号）

⑨ その他提案内容を説明する書類

⑩ 会社概要（パンフレット）等提案者の概要を説明する書類（様式第3号関連）

（4）費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

（5）応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

（6）応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

7 審査

（1）審査の方法

審査会を設置し、以下の項目についてプレゼンテーション審査を行い、審査員の評価点の合計得点が最も高い事業者について業務を委託する者に選定する。

なお、応募者が4者以上の場合、プレゼンテーション審査に先立ち、事務局が事前に書類審査を行い、総合的に評価が高い上位3者程度についてプレゼンテーション審査を行う。

評価項目	評価の視点	配点
事業に対する考え方	本事業の趣旨を十分に理解しているか	10
配置計画	本事業を推進するにあたって、実施体制は適切か (時間・配置態様・巡回等の運用計画等)	20
従事者の選定	本事業を推進するにあたって、必要な経験・資格・実績等を備えた従事者を選定しているか	10
有事の際の措置	事件・事故発生時の対応及び市民等からの要望・意見・苦情への対応は適切か	10
通行人に対する 広報啓発	通行人に対する広報啓発方法は適切か	10
客引き行為等防止対策 に関して想定される課題と対応	本事業による客引き行為等防止対策(路上喫煙、ポイ捨て等に対する声掛けを含む)に関して想定される課題及び対応方法が具体的に記載されており適切な内容か	20
効果検証の方法	事業の目的を達成するうえで、適切な効果指標及び検証方法となっているか	10
見積額	積算に妥当性はあるか	10
合計		100

（2）審査結果等の連絡

プレゼンテーション審査の日時及び審査結果（書類審査を含む）については、事務局から文書で通知する。

8 業務の内容等

- (1) 県は、業務を委託する者に選定された者（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 選定業務者は、(1) の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 本業務により制作される成果物の著作権は県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、選定業務者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続を行う。
- (5) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後 6 年間保存すること。
- (6) この募集要項に記載する内容については、コンペの対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

10 事務局

兵庫県県民生活部くらし安全課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

TEL 078-362-3163（直通） FAX 078-362-4465

メール seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp